

令和2年6月

生活支援に関する各種制度・相談窓口のご案内

常滑市社会福祉協議会

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活に支障が生じた方へ次のとおり生活支援を実施していますので、ご案内いたします。

種 類	名 称	内 容
生活資金貸付	緊急小口資金 ※詳細は別紙参照	・1世帯あたり20万円以内を貸付 ・無利子、保証人不要 ・返済は1年後から(2年以内に返済)
生活資金貸付	総合支援資金 ※詳細は別紙参照	・1世帯あたり月20万円以内を貸付(原則3ヶ月以内) ・無利子、保証人不要 ・返済は1年後から(10年以内に返済)
生活資金貸付	緊急援護資金	・1世帯あたり3万円以内を貸付 ・無利子、保証人不要 ・返済は1年後から(2年以内に返済) ・地域助け合い活動での返済も可能です
家賃助成	住居確保給付金	・賃貸住宅の家賃を一定額助成(原則3ヶ月以内) ・収入金額等により支給制限があります
食料支援	支援食料品の提供	・お米、みそ、お菓子等の食料品詰め合わせ ・無料で提供(内容は変わります)
相談窓口	くらし支援相談	・生活費の不足など生活上の様々な問題に関する相談窓口です ・電話 0569-43-0660 平日 8:30~17:15
相談窓口	こころのなやみ相談	・こころの悩みに関する相談です ・随時対応(電話 090-1470-0292)

社会福祉法人常滑市社会福祉協議会

住 所 常滑市神明町3-35(とこなめ市民交流センター内) ※名鉄蒲池駅の近くです

電 話 (0569)43-0660 FAX (0569)43-0838

メール tkshakyo@tac-net.ne.jp

※受付時間 月~金曜日(祝日除く)8:30~17:15

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

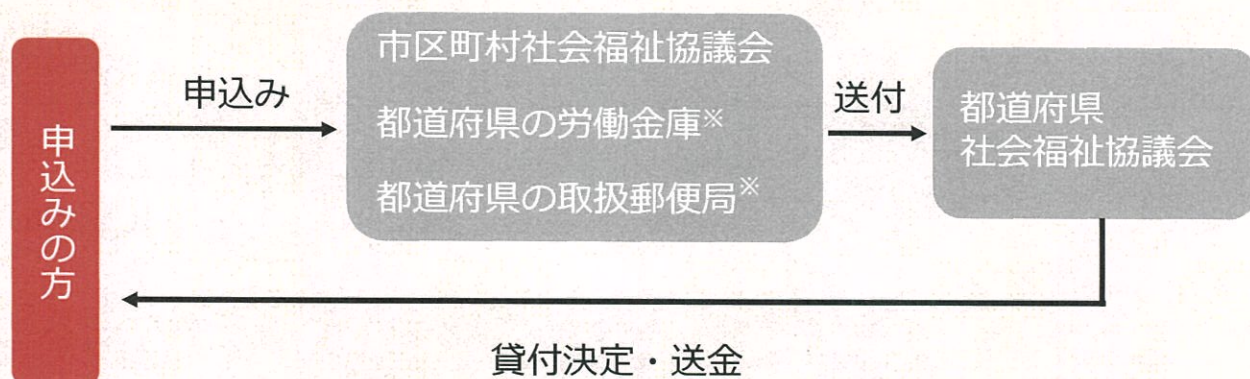
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



※ 労働金庫及び取扱郵便局で申込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金については、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

● 一般的なお問い合わせは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）

● お申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会

又は労働金庫、取扱郵便局 ※ 郵送でのお申込みもできます。
（郵便局は窓口への持参のみの対応となります）

※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。

右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会
又は
お住まいの都道府県内の
労働金庫、取扱郵便局

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会